令和４年８月４日

郡市区等医師会長　殿

大阪府医師会長
茂　松　茂　人
（公印省略）

「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」
の一部改正について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、日本医師会より標記について以下のとおり通知がありました。貴会におかれましても、ご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

今般、B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえ、特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から５日間（６日目解除）となり、２日目及び３日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、３日目から解除が可能となりました。本会からも「「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施ついて」の一部改正等について」（令 4.7.27 付 日医発第 784 号（健Ⅱ）、以下７月 27 日付文書）にてお知らせしているところです。
これに伴い、「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令 4.3.20 付（介 175））でお知らせした介護従事者である濃厚接触者について、医療従事者に対する対応を参考に、新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所をいう。）であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に限り、緊急的な対応として、一定の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、介護に従事することは不要不急の外出に当たらないとする取扱についても、当該事務連絡が一部改正されております。修正点は、「検査期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から３日目に陰性が確認されるまでとする。」の部分となります。
なお、最終暴露日から７日間以内は当該濃厚接触者が感染していることにより他者へ感染させるリスクがあることを十分踏まえた上で、現場でのご対応をお願いいたします。７月 27 日付文書でお知らせした厚生労働省事務連絡においては、７日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求められておりますことを申し添えます。

記

（添付資料）
○「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」の一部改正について
（令 4.7.27 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）

＜担当＞ 大阪府医師会地域医療２課（西井・吉田・澤野）
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737
E-mail: t-nishii@po.osaka.med.or.jp